広域観光冊子作成業務対象事業者

公募型プロポーザル実施要領

１　目的

　　本要領は、本町の令和４年度広域観光冊子作成業務を実施するにあたり、当該業務の履行に最も適した事業者（以下「事業者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

２　業務の概要

　（1）事業名　 　　広域観光冊子作成業務

　（2）事業目的　 　本業務は観光冊子を作成する業務である。ただし、玄海町のみならず周辺

市町（旧上場４町を想定）広域的に情報収集、発信し広域観光ルート等を

作成、提案することで地域内の回遊を促し、地域の賑わいづくりに繋げる

ことを目的とする。

　（3）内　　　容　 別紙「仕様書」のとおり

　 (4) 事　業　費　 ５，３９０，０００円とする（税込）

３　実施形式

　　公募型プロポーザル方式

４　参加資格要件

　　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしている者とする。

　（1）自社において、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

　　　ア　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所から

　　　　の更正手続開始決定がされていないこと。

　　　イ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所から

　　　　の更正手続開始決定がされていないこと。

　　　ウ　佐賀県、玄海町等から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止

を受けていないもの。

　（2）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

　　　　ア　暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

　　　　　第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　　　イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　　　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　　　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

　　　　　もって暴力団又は暴力団員を利用している者

　　　　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は

　　　　　積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　　　　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　　　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　（3）前項の（イ）及び（ウ）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

　　　又は個人でないこと。

　（4）九州管内に本店・支店、営業所を有すること。

５　参加申請書の提出

　　本プロポーザルに参加しようとする者は、次の事項のとおり、プロポーザル参加申請書等を提

　 出するものとする。

　　（1）募集方法　　玄海町みんなの地域商社ホームページで公募

　　（2）提出書類　　別記　提出書類のとおり

　　（3）提出部数　　Ａ４フラットファイル、表紙に会社名、業務名を記載し、５部提出

　　（4）提出期限　　公募の日から令和４年４月２２日（金）まで（提出書類１～２）

　　　　　　　　　　 ※提出書類３～７については令和４年４月２８日（木）まで

　　（5）提出方法　　持参又は郵送　※提出期限の１７時まで必着。

　　（6）提出先　　玄海町みんなの地域商社

　　　　　　　　〒８４７－１４２１　佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦３３８番地１

　　TEL：０９５５－５１－３００７（直通）

　　FAX：０９５５－５２－３００８

　　提出書類一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 摘　要 |
| 1 | 参加申請書（様式1） |  |
| 2 | 会社概要 | ・パンフレット等でも可、様式任意 |
| 3 | 企画提案書 | ・Ａ４判、様式任意  ・業務の実施方針（Ａ４判両面１０枚以内）  ・目的達成に向けた方策及び提案について  　（対象者・対象地域を具体的に示すこと） |
| 4 | 業務実施体制及び体制図 | ・Ａ４判１枚で簡潔に記載すること、様式任意 |
| 5 | 配置予定担当者の経歴、業務実績書（様式２） | ・配置予定担当者の業務実績を記載すること。  ・同等の業務実績 |
| 6 | 業務工程表  経費の内訳 | ・様式任意 |
| 7 | 役割分担  （事業に要する） | ・地域との連携をどのようにすすめるか。  ・地域・商社・業務実施者の役割分担を明確にすること。 |

６　参加資格審査

　　参加申請書等の提出資料に基づき審査を行う。また、参加資格審査結果は各応募者へ郵送にて

　通知する。

７　質疑及び回答

　　別紙「仕様書」の内容に質問がある場合は、質問書（様式３）を提出することとする。

　（1）提出期限　令和４年４月２０日（水）正午まで必着

　（2）提出方法　質問書（様式３）を電子メールで玄海町みんなの地域商社へ提出すること。

（電話不可）

　　　　　　　　 その際、件名に本事業名を記載すること。

　（3）回答方法　令和４年４月２２日（金）までに、参加申請書を提出した事業者全て（辞退

　　　事業者を除く）に電子メールで回答する。

８　プロポーザルの選定方法について

　　本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等の各種書類について、以下の方法により、

　 広域観光冊子作成業務対象事業者プロポーザル審査委員会（以下「委員会」）が審査を行う。

　（1）審査方法　プレゼンテーション及び質疑応答

　　　　①　事業の実施体制

　　　　②　企画提案書に沿ってプレゼンテーション

　　　　　　※①②で、持ち時間２０分（①②の配分は各社にまかせる）

　　　　③　質疑応答（１０分）

　（2）実施場所　玄海町産業会館２階

　（3）実施日時　令和４年５月６日（金）以降実施予定

　　　　　　　　 ※時間等詳細については、後日、プロポーザル参加者に別途通知する。

　（4）審査方法

　　　　①　委員会の各委員が審査基準の配点に沿って評価した点数を合計し、最高点を得たもの

　　　　　を業務実施事業者とする。なお、最高得点が同じものが２社以上ある場合は、各委員の採点順位で順位数の和が最も小さいものを業務実施事業者とする。

　　　　　　なお、業務実施事業者と交渉を行った結果、不調に終わった場合や欠格事項に該当した場合は、次点に選定された事業者と交渉する。

　　　　②　応募者が１社の場合においても審査を行うものとする。

　　　　③　審査下限点を下回る場合は、業務実施事業者を決定しない場合がある。

　（5）プレゼンテーションにかかる留意事項

　　　　①　プレゼンテーションを行うものは、原則として提出書類に記載され、本業務に携わる

　　　　　予定の担当者が説明を行うものとする。なお、質疑応答については、それ以外の者も

　　　　　可とする。

　　　　②　プレゼンテーションへの参加人数は、３名以内とする。

　　　　③　プレゼンテーションの際、追加資料の提示は認めない。

　（6）審査基準（プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価事項 | 配点 |
| 実績、実施体制 | ・これまでの実績及び業務が適切に遂行されるよう、実施体制が確保されているか評価する。 | ５点 |
| 事業の理解度、提案の具体性 | ・本事業に対する理解や提案内容が具体的に示されているか評価する。 | １０点 |
| 企画提案書の内容 | ・本業務の目的や地域の実情を踏まえた上で、提供されるサービスが魅力あるものかどうか。また、これら提案内容が実現可能であり、かつ実現性を裏付ける手法や実績等が明示されているか評価する。  ・それぞれのテーマにおける課題、留意点を明確にし、それらの対応について論理的に整理されているかを評価する。 | ６０点 |
| プレゼンテーション及びヒアリング | ・内容が簡潔かつ明瞭であるか。  ・プレゼンテーションにおいて、計画内容に対する理解のほか、質疑応答にかかる対応を評価する。 | １５点 |
| 役割分担について | ・本業務を実施するうえでの役割分担が明確であり、地域及び商社にとって負担とならないか。 | １０点 |

（7）審査にあたる留意事項

　　　①　本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。

　　　②　提出にかかる書類等については、返却しない。

　　　③　書類の提出後の差し替え、再提出は認めない。なお、商社が必要と認めた場合は、追加

資料の提出を求める場合がある。

　　　④　提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。

　　　⑤　電子メール等の不着等の通信事故については、商社はいかなる責任も負わない。

９　審査にかかる失格事項

　　次のいずれかに該当するときは、失格とする。

　　　①　提出書類及びプレゼンテーション等に虚偽の記載や説明がある場合

　　　②　本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合

　　　③　審査結果に影響をあたえるような不正行為が発覚した場合

　　　④　業務実施者決定日までに、４に記載の参加資格を満たさなくなった場合

　　　⑤　本実施要領に違反する場合

１０　審査結果

　　審査結果については、後日参加者全員に郵送で通知する。

　　なお、選定結果に対する問い合わせや異議申し立ては、一切受け付けない。

１１　問い合わせ先

　　玄海町みんなの地域商社

〒８４７－１４２１　佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦３３８番地１

TEL：０９５５－５１－３００７（直通）

FAX：０９５５－５１－３００８

　　E-mail　 aoki.ichiri@all-genkai.or.jp